

平和条約の締結に関する調書

V

昭和43年9月

極 秘
100部の中
号

## 平和条約の締結に関する調書

### V

昭和26年2月～4月

- I ダレス使節団離日後第2次交渉にいたるまで
- II 総理の中国政策に関するダレス特使あて私信と占領改革に関するマックアーサー元帥あて申し入れ
- III 第2次交渉

外務省条約局法規課

条 規
(69)
1

この調書は昭和26年2月ないし4月をカバーする。すなわち、第1部でダレス使節団との第1次交渉後2月・3月・4月にわたって平和条約および安全保障条約について日米間に行われた交渉を説明し、第2部で中国政策に関し総理が日頃抱懐される意見を私信形でダレス特使に申しおくりとされた話およびダレス特使からマックアーサー元帥に申し入れるよう示唆された「占領改革」にたいするわが方の要請をマ元帥あて申し入れられた経緯を説明し、第3部でこの調書の中心ともいうべき1951年4月16日ないし23日にわたるダレス使節団との第2次交渉の推移を詳細に記述した。

交渉事務が輻輳してくると、つい記録の整備がおろそかになりやすい。その例にもれず、この調書でも当然「付録」に収録しておくべきもののひとつ総理へ提出した「内奏資料」一がついに発見できなかった。やむなく「付録」には「欠」として白紙のままにしておいた。事務当局の責任者として汗顔のいたりである。

昭和43年9月10日

西村 熊雄

## 目次

## Ⅰ ダレス使節団離日後第2次交渉にいたるまで

第 1	1951年2月13日の漁業問題に関する総理ダレス問往復書簡の公表 .....	1
第 2	1951年2月14日の総理の内奏.....	4
第 3	1951年2月19日付マグルダ少将の総理宛礼状.....	4
第 4	1951年3月8日の目黒官邸における軍事専門家との会合 .....	5
第 5	1951年3月14日の米側申出.....	5
第 6	1951年3月16日のわが方の回答.....	6
第 7	1951年3月16日付日本政府の意見および要請の提出.....	9
第 8	1951年3月22日のシーボルト大使の内話.....	16
第 9	1951年3月23日の米側回答.....	17
第 10	1951年3月27日、平和条約草案の提示.....	18
第 11	1951年3月31日ロスアンゼルスにおけるダレス特使の演説.....	25
第 12	平和条約案にたいする4月4日、わが方の意見提出 .....	36
第 13	3月16日付「日本政府の意見および要請」にたいする4月4日付米側回答 一日米集団的自衛協定に関する一 .....	38
第 14	おつとせい問題に関する覚書の交換 .....	40
第 15	平和条約案にたいする4月4日付わが方の意見にたいする米側回答 .....	43
第 16	平和条約案テキストの漏洩 .....	43
第 17	3月16日付わが方の行政取極にたいする意見および要請に関するシーボルト大使の内話(4月12日).....	44

Ⅱ 総理の中国政策に関するダレス特使あて私信と  
占領改革に関するマックアーサー元帥あて申し  
いれ

第 1	中国政策に関する総理のダレス特使あて私信 .....	47
第 2	占領改革に関する総理のマックアーサー元帥への申しいれ .....	48

## Ⅲ 第2次交渉

はしがき	55
第1 準備作業	56
第2 ダレス使節団の着京	65
第3 ダレス特使の声明	66
第4 4月18日午前の総理・リッジウェイ・ダレス3者会談	67
第5 占領改革に関する要望書	69
第6 4月18日午後の総理ダレス会談	69
第7 英国案の内示およびわが方意見の開陳	73
第8 4月20日「日米協定の性質について」の提出	90
第9 日米協定第1条の修正	91
第10 4月23日の総理ダレス会談	91
(イ) 対比賠償問題	92
(ロ) 英国の対日平和条約案	93
(ハ) 韓国署名問題	93
(ニ) 民間航空問題	94
(ホ) 未帰還邦人問題	95
(ヘ) 「賠償請求権」の範囲の問題	96
(ト) 在日連合国財産補償問題	96
(チ) 総理とダレスの会話	97
第11 補足陳述の提出および補足説明 —4月23日夕—	98
第12 4月23日午後工業クラブにおけるダレス特使の演説	99
第13 ダレス使節団の離日	108
第14 会談経過調書の作成提出	108
第15 総理の議会報告	108
むすび	110
付録	117
参考資料	349

## Ⅰ ダレス使節団離日後第2次交渉にいたるまで

## 第1 1951年2月13日の漁業問題に関する総理ダレス特使間往復書簡の公表

1 1951年2月7日付漁業問題に関する総理ダレス特使間往復書簡についてはダレス特使から、既述のとおり7日の会談の席上、米国の対内政策上なるべくすみやかに公表したいとの申出があり、総理は同意なるも文書往復のことは農林大臣と官房長官だけが承知しており、公表となれば事前に閣議に報告する余裕をもちたいから事前に連絡ありたいと答えられ、先方これを了承した経緯がある。

2 文書公表は特使一行のワシントン帰還後一特使は2月25日帰華した一でもあろうかと想像していたところ、12日先方から急に往復文書を公表したいと申出があつて、翌13日(火)の閣議に報告しなければならなくなつた。

よつて急遽報告案をつくり、同じく13日に予定されている総理の国会にたいする報告演説案といつしよに、大磯に赴く松井秘書官に託して総理の指示を請うた。

閣議報告案は、総理の指示によつて、原案にくらべ極めて短かいものに改作された。筆者の備忘録は、

「2月12日 漁業問題に関する往復文書を公表したしとのことで、13日閣議報告のこととなる。報告案も松井秘書官に依頼して総理の指示をえて案文決定す。夜、家で浄書する。

2月13日 午前9時松井秘書官に書類をとどけてホツとする」

と記録している。

3 閣議報告案は、つぎのとおりである。

「漁業問題については、対日講和に関する米国の7原則の5に「日本は、...漁業に関する多数国間条約に加入することに同意する」とあつて、講和の一環として重視されていることが解かる。今回ダレス使節団との会談においても、先方から、「米国の漁業資源を日本人が使用することを自発的に禁止してもらいたい」との申出があり、とくに東太平洋のブリストル湾の鮭漁業—これは、戦前に農林省が試験船をだしたため米国で大問題となり、外交交渉となつて、日本側から自発的に漁船を出さないということとを声明して到着した—を米国の西岸地方の業者が問題にしておつて、対日講和の場